

三重県石油コンビナート等防災計画
令和7年3月修正案概要

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月修正案概要

1 修正事項の概要

主な修正事項は、特定事業所等の変更等に伴う時点修正等を行います。

2 修正が必要な事項

県庁内各部局や各市町、各関係機関から出された意見に基づき修正を行います。

○第1章 総則

第5節 特別防災区域の概況

- ・ 特定事業所数、貯蔵・取扱量、処理量等の時点修正 【新旧対照表 P1】
- ・ 四日市臨海地区特定事業所位置図 【新旧対照表 P2】
- ・ 番号、事業所種別、事業所名の時点修正 【新旧対照表 P3】

○第5章 災害応急対策計画

第1節 防災本部及び現地本部の活動体制

- ・ 南海トラフ地震臨時情報発表時の配備基準を修正 【新旧対照表 P4】
- ・ 現地本部の本部員の体制変更が可能となるよう追記 【新旧対照表 P5】

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

- ・ コンビナート事故報告（別記様式3）の修正 【新旧対照表 P6】

第8節 避難誘導計画

- ・ 避難勧告を削除し、避難指示のみに修正 【新旧対照表 P7, 8】

○第6章 災害復旧計画

第2節 公共施設等の災害復旧

- ・ 災害復旧事業のうち水道災害の分類の修正 【新旧対照表 P9】

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月版(現行)

第5節 特別防災区域の概況

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、3.4の特定事業所(第一種事業所1.5、第二種事業所1.9)で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況(令和6年1月1日現在)

区分	面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高圧ガス 十万Nm ³	総 数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	6,796	5,788	34	15(10)	19

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月修正(案)

第5節 特別防災区域の概況

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、3.2の特定事業所(第一種事業所1.4、第二種事業所1.8)で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況(令和7年1月1日現在)

区分	面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高圧ガス 十万Nm ³	総 数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	6,791	5,705	32	14(9)	18

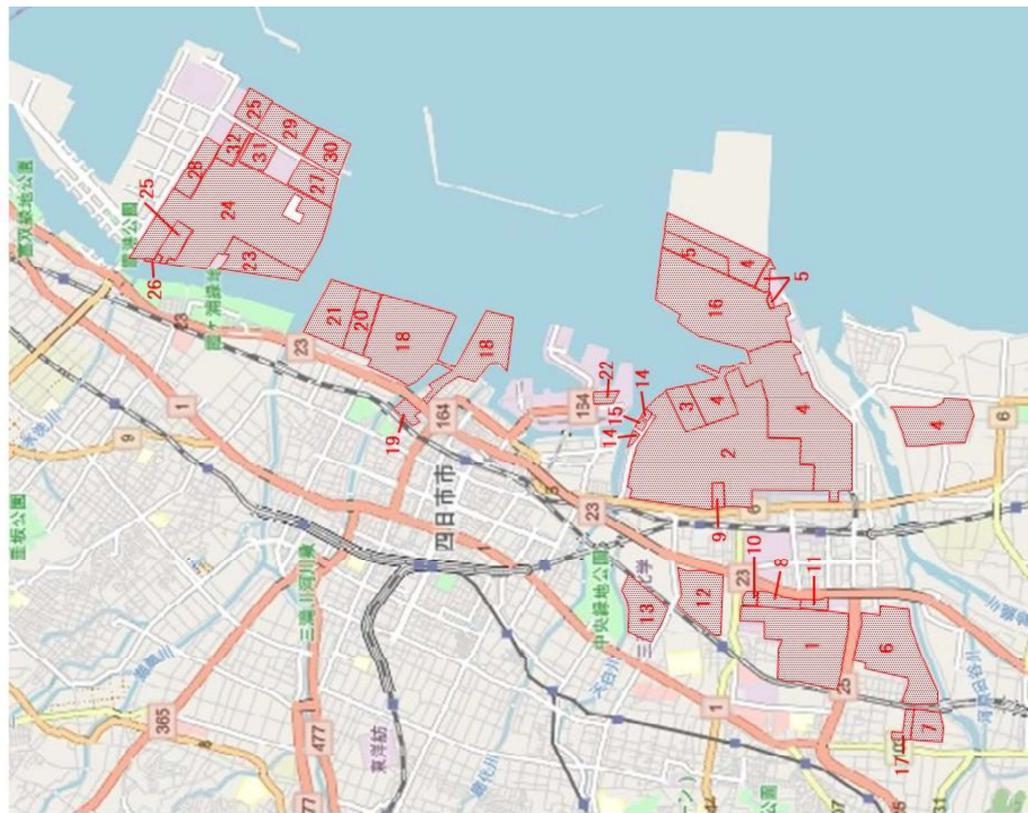
三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月版(現行)

四日市臨海地区特定事業所位置図



三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月修正(案)

四日市臨海地区特定事業所位置図



三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月版(現行)

四日市臨海地区特定事業所一覧

番号	種別	事業所名
1	第一種	ENEOSマテリアル四日市工場
2	"	三菱ケミカル機東海事業所 塩浜地区
3	" (※)	コスモ石油機塩浜油槽所
4	"	昭和四日市石油機四日市製油所
5	" (※)	高純度シリコン機
6	第二種	三菱ケミカル機東海事業所 北大治田地区
7	"	三菱ケミカル機三重事業所 川尻地区
8	"	三菱ケミカル機三重事業所 大治田地区
9	"	機ジェイエスビー四日市 第一工場
10	"	四日市合成機四日市工場
11	"	四日市合成機六呂見工場
12	"	東邦化学工業機四日市工場
13	"	味の素機東海事業所
14	"	三菱瓦斯化学機四日市工場
15	"	日本トランスシティ機東邦町タンクヤード
16	"	中部海運機東邦町タンクヤード
17	"	石原産業機四日市工場
18	"	ライオン・スベシヤリテイ・ケミカルズ機四日市工場
19	第一種	コスモ石油機四日市製油所
20	" (※)	コスモ石油機第1陸上出荷場
21	"	KHネオケム機四日市工場 午起製造所
22	第二種	機JERA四日市火力発電所
23	"	第一工業製薬機四日市工場 千歳地区
24	第一種	KHネオケム機四日市工場 霞ヶ浦製造所
25	"	東ソー機四日市事業所
26	"	丸善石油化学機四日市工場
27	" (※)	四日市オキシトン機四日市工場
28	"	四日市エルビージー基地機設事業所
29	"	日本ポリプロ機四日市工場
30	" (※)	DIC機四日市工場
31	第二種	機JERA四日市LNGセンター
32	"	東邦ガス機四日市工場
33	"	コスモ石油機四日市霞ヶ浦発電所
34	"	第一工業製薬機四日市工場 霞地区

注) (※) はレイアウト対象外事業所を示す。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月修正(案)

四日市臨海地区特定事業所一覧

番号	種別	事業所名
1	第一種	ENEOSマテリアル四日市工場
2	"	三菱ケミカル機東海事業所 塩浜地区
3	" (※)	コスモ石油機塩浜油槽所
4	"	昭和四日市石油機四日市製油所
5	" (※)	高純度シリコン機
6	第二種	三菱ケミカル機東海事業所 川尻地区
7	"	三菱ケミカル機東海事業所 北大治田地区
8	"	機ジェイエスビー四日市 第一工場
9	"	四日市合成機四日市工場
10	"	四日市合成機六呂見工場
11	"	東邦化学工業機四日市工場
12	"	味の素機東海事業所
13	"	三菱瓦斯化学機四日市工場
14	"	日本トランスシティ機東邦町タンクヤード
15	"	中部海運機東邦町タンクヤード
16	"	石原産業機四日市工場
17	"	ライオン・スベシヤリテイ・ケミカルズ機四日市工場
18	第一種	コスモ石油機四日市製油所
19	" (※)	コスモ石油機第1陸上出荷場
20	"	KHネオケム機四日市工場 午起製造所
21	第二種	機JERA四日市火力発電所
22	"	第一工業製薬機四日市工場 千歳地区
23	第一種	KHネオケム機四日市工場 霞ヶ浦製造所
24	"	東ソー機四日市事業所
25	"	丸善石油化学機四日市工場
26	" (※)	四日市オキシトン機四日市工場
27	"	四日市エルビージー基地機設事業所
28	" (※)	DIC機四日市工場
29	第二種	機JERA四日市LNGセンター
30	"	東邦ガス機四日市工場
31	"	コスモ石油機四日市霞ヶ浦発電所
32	"	第一工業製薬機四日市工場 霞地区

注) (※) はレイアウト対象外事業所を示す。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月版(現行)

[自然災害]

配備区分	配備時期		配備内容
	地震	その他の自然災害	
準備体制	1 四日市市に震度4の地震があったとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
	2 四日市市に津波注意報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)		
	3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき		
	4 その他特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき		
警戒体制	1 四日市市に震度5弱の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制 ※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき
	2 四日市市に津波警報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)		
	3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき		
	4 その他特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認められたとき		
非常体制	1 四日市市に震度5強以上の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認められたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制 ※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき
	2 四日市市に大津波警報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)		
	3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき		
	4 その他特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認められたとき		

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月修正(案)

[自然災害]

配備区分	配備時期		配備内容
	地震	その他の自然災害	
準備体制	1 四日市市に震度4の地震があったとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
	2 四日市市に津波注意報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)		
	3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき		
	4 その他特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき		
警戒体制	1 四日市市に震度5弱の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生したとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制 <u>※1</u>
	2 四日市市に津波警報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)		
	3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意、 <u>巨大地震警戒</u>)が発表されたとき		
	4 その他特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認められたとき		
非常体制	1 四日市市に震度5強以上の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認められたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制
	2 四日市市に大津波警報が発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」)		
	3 その他特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認められたとき		

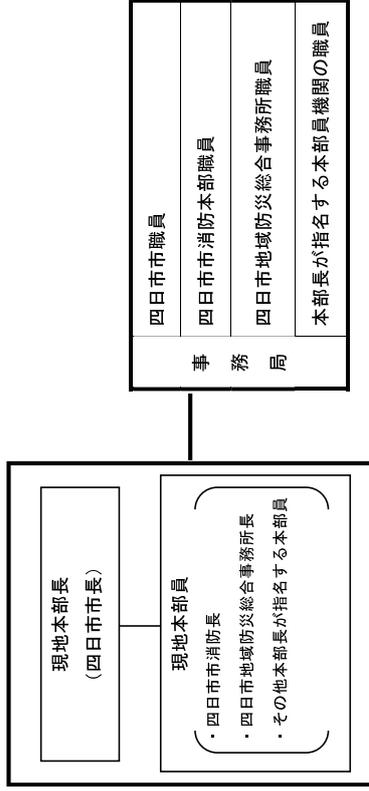
※1南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときは1週間警戒、その後1週間注意
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは1週間警戒、その後1週間注意

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月版(現行)

2 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

- (1) 現地本部長は当該災害発生地の市長とする。
- (2) 現地本部員は、四日市市消防長、四日市地域防災総合事務所長のほか、本部員のうちから災害規模、態様に応じて本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部事務局は、次の図に示すように四日市市及び四日市市消防本部の職員のほか、現地本部員の属する機関の職員をもって構成する。



現地本部組織及び事務局

3 設置場所

現地本部の設置場所は当該災害発生地の市の庁舎、又は消防本部とする。

ただし、災害の規模、態様に応じた防災活動の円滑な実施を図るため、現地本部長の判断により適当と認める場所に現地本部を設置することができる。

4 現地本部の廃止

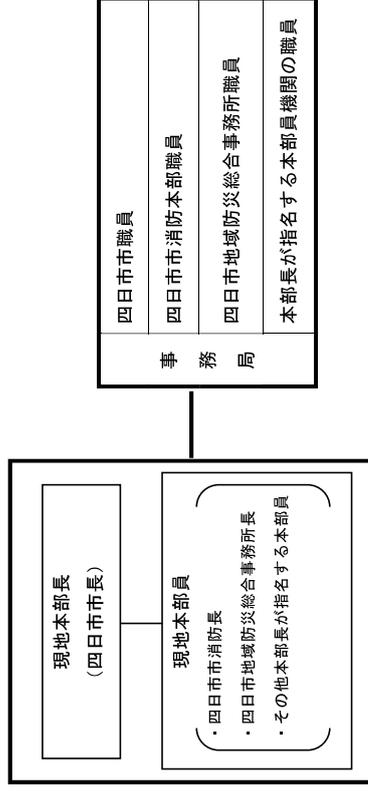
現地本部長の意見を聞き、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときとする。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月修正(案)

2 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

- (1) 現地本部長は当該災害発生地の市長とする。
- (2) 現地本部員は、四日市市消防長、四日市地域防災総合事務所長のほか、本部員のうちから災害規模、態様に応じて本部長が指名する者をもって充てる。なお、本部長は現地本部長の意見を聞き、体制を変更できるものとする。
- (3) 現地本部事務局は、次の図に示すように四日市市及び四日市市消防本部の職員のほか、現地本部員の属する機関の職員をもって構成する。



現地本部組織及び事務局

3 設置場所

現地本部の設置場所は当該災害発生地の市の庁舎、又は消防本部とする。

ただし、災害の規模、態様に応じた防災活動の円滑な実施を図るため、現地本部長の判断により適当と認める場所に現地本部を設置することができる。

4 現地本部の廃止

現地本部長の意見を聞き、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときとする。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月版(現行)

別記様式 3

コンビナート事故報告

年 月 日

三重県石油コンビナート等防災本部
本部長 三重県知事様

届出者 事業所名
事業所所在地
代表者名

1	事故の種類	
2	事故発生日及び鎮火・処理終了時刻	月 日 (曜日) 時 分 月 日 (曜日) 時 分
3	事故発生場所及び施設の概要	施設地区 装置 その他 別添No.
4	事故発生時の気象状況	気温 °C・湿度 %・風向 風速 m/s・天気
5	製造・貯蔵所等の区分及び取扱い品目	
6	事故の状況	別添No.
7	事故発生原因	別添No.
8	措置状況	別添No.
9	防災活動状況	別添No.
10	被害状況	流出等の量 死亡者名 負傷者名
11	通報時刻及び通報先(方法)	消防本部 月 日 時 分 電話 () 他 おたけ
12	保安管理組織	別添No.
13	許認可関係	別添No.
14	その他参考事項	別添No.
15	報告書作成者	氏名 TEL (内)

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月修正(案)

別記様式 3

コンビナート事故報告 (報)

年 月 日

三重県石油コンビナート等防災本部
本部長 三重県知事様

届出者 事業所名
事業所所在地
代表者名

1	事故の種類	
2	事故発生日及び鎮火・処理終了時刻	月 日 (曜日) 時 分 月 日 (曜日) 時 分
3	事故発生場所及び施設の概要	施設地区 装置 その他 別添No.
4	事故発生時の気象状況	気温 °C・湿度 %・風向 風速 m/s・天気
5	製造・貯蔵所等の区分及び取扱い品目	
6	事故の状況	別添No.
7	事故発生原因	別添No.
8	措置状況	別添No.
9	防災活動状況	別添No.
10	被害状況	流出等の量 死亡者名 負傷者名
11	通報時刻及び通報先(方法)	消防本部 月 日 時 分 電話 () 他 おたけ
12	保安管理組織	別添No.
13	許認可関係	別添No.
14	その他参考事項	別添No.
15	報告書作成者	氏名 TEL (内)

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月版(現行)

第8節 避難誘導計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民の生命及び身体を保護するため、必要な避難誘導措置が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

1 実施機関

- (1) 避難勧告、指示及び誘導は、市長、警察官及び海上保安官が行う。
- (2) 従業員に対する避難の指示は特定事業者が行う。

2 避難の勧告及び指示の分担

- (1) 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、速やかに住民に対し避難の勧告又は指示を行う誘導する。
- (2) 警察官は、市長から要請があった場合若しくは当該市長が勧告又は指示のいとまがないときは、住民その他の関係者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
- (3) 海上保安官は、海上において人命保護のため必要があるとき又は市長から要請があったとき若しくは当該市長が避難の勧告又は指示のいとまがないときは、船舶乗組員及び住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。
- (4) 特定事業者は、従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、防衛活動等必要要員を除き自主的に避難を指示する。

3 避難誘導の基本

- (1) 避難の勧告及び指示の基本は次のとおりとする。

ア 事前避難

災害の拡大が予想され、事前に避難させる必要があるとき。(地震が発生した場合、その発生形態によっては、津波による災害も予想されるので、迅速かつ的確な行動が必要。)

イ 緊急避難

特別防災区域に係る災害が発生し、周辺住民に災害が及ぶおそれがあり、緊急に住民を安全な場所へ避難させる必要があるとき。

ウ 収容避難

災害の拡大状況等からみて長時間にわたる避難が必要と認められた場合は、収容施設を開設する。

- (2) 避難の勧告及び指示内容

ア 要避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難理由

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月修正(案)

第8節 避難誘導計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民の生命及び身体を保護するため、必要な避難誘導措置が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

1 実施機関

- (1) 避難指示及び誘導は、市長、警察官及び海上保安官が行う。
- (2) 従業員に対する避難の指示は特定事業者が行う。

2 避難の指示の分担

- (1) 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、速やかに住民に対し避難の指示を行い誘導する。
- (2) 警察官は、市長から要請があった場合若しくは当該市長が指示のいとまがないときは、住民その他の関係者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
- (3) 海上保安官は、海上において人命保護のため必要があるとき又は市長から要請があったとき若しくは当該市長が避難の指示のいとまがないときは、船舶乗組員及び住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。
- (4) 特定事業者は、従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、防衛活動等必要要員を除き自主的に避難を指示する。

3 避難誘導の基本

- (1) 避難の指示の基本は次のとおりとする。

ア 事前避難

災害の拡大が予想され、事前に避難させる必要があるとき。(地震が発生した場合、その発生形態によっては、津波による災害も予想されるので、迅速かつ的確な行動が必要。)

イ 緊急避難

特別防災区域に係る災害が発生し、周辺住民に災害が及ぶおそれがあり、緊急に住民を安全な場所へ避難させる必要があるとき。

ウ 収容避難

災害の拡大状況等からみて長時間にわたる避難が必要と認められた場合は、収容施設を開設する。

- (2) 避難の指示内容

ア 要避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難理由

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月版(現行)

- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項
- (3) 避難誘導
- ア 市長は、県警察等の応援を求め避難誘導する。
- イ 避難経路には原則として、警察官又は市の職員を配置し、避難場所までの誘導を確実に行う。
- ウ 緊急に多数の住民を避難させる必要が生じた場合、市長は、防災関係機関及び特定事業者に協力を要請し、要請を受けた防災関係機関及び特定事業者は、避難場所への誘導、搬送について協力する。
- エ 避難場所への避難は、原則として徒歩とし、避難行動要支援者については車両による避難を考慮する。
- (4) 避難場所及び経路
- ア 避難場所は市が計画する指定避難所とし、災害の状況に応じて市が選定する。
また、避難経路については、市長があらかじめ県警察等と協議して定めておく。
- イ 可燃性ガス及び毒性物質の漏洩等の場合は、災害状況の態様、風速、風向等の気象条件を考慮し、危険区域に入る避難場所及びそれぞれがある避難場所への避難は絶対に行ける。

4 避難誘導後の措置

- (1) 警察官又は海上保安官は、自らの判断で避難を指示した場合、又は市長からの要請により実施した場合は、直ちにその結果を市長へ通知する。
- (2) 特定事業者は、従業員に避難を指示した場合は、その結果を市長に報告する。
- (3) 市長は、警察官又は海上保安官等から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けた場合は、直ちにその旨を知事に報告する。

5 避難場所の周知

市長は、避難誘導計画のマップ化を図り、周辺住民に対しあらかじめ避難場所、避難経路、避難に際しての心得を周知する。

6 防災関係機関の措置

- (1) 市
- ア 住民に対する避難の勧告、指示及び誘導
- イ 防災関係機関への協力要請
- ウ 避難場所、避難経路等の事前周知

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月修正(案)

- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項
- (3) 避難誘導
- ア 市長は、県警察等の応援を求め避難誘導する。
- イ 避難経路には原則として、警察官又は市の職員を配置し、避難場所までの誘導を確実に行う。
- ウ 緊急に多数の住民を避難させる必要が生じた場合、市長は、防災関係機関及び特定事業者に協力を要請し、要請を受けた防災関係機関及び特定事業者は、避難場所への誘導、搬送について協力する。
- エ 避難場所への避難は、原則として徒歩とし、避難行動要支援者については車両による避難を考慮する。
- (4) 避難場所及び経路
- ア 避難場所は市が計画する指定避難所とし、災害の状況に応じて市が選定する。
また、避難経路については、市長があらかじめ県警察等と協議して定めておく。
- イ 可燃性ガス及び毒性物質の漏洩等の場合は、災害状況の態様、風速、風向等の気象条件を考慮し、危険区域に入る避難場所及びそれぞれがある避難場所への避難は絶対に行ける。

4 避難誘導後の措置

- (1) 警察官又は海上保安官は、自らの判断で避難を指示した場合、又は市長からの要請により実施した場合は、直ちにその結果を市長へ通知する。
- (2) 特定事業者は、従業員に避難を指示した場合は、その結果を市長に報告する。
- (3) 市長は、警察官又は海上保安官等から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けた場合は、直ちにその旨を知事に報告する。

5 避難場所の周知

市長は、避難誘導計画のマップ化を図り、周辺住民に対しあらかじめ避難場所、避難経路、避難に際しての心得を周知する。

6 防災関係機関の措置

- (1) 市
- ア 住民に対する避難の**指示**及び誘導
- イ 防災関係機関への協力要請
- ウ 避難場所、避難経路等の事前周知

三重県石油コンビナート等防災計画 令和6年3月版(現行)

第2節 公共施設等の災害復旧

1 ライフライン等の災害応急対策

住民生活及び産業活動に重要な影響を及ぼす電気、ガス、水道及び電話通信回線等のライフライン、並びに救援物資、応急復旧資材の輸送を確保するための道路、港湾等の機能の早期回復を図るため、関係機関は速やかに災害応急復旧工事を施工するほか、その他の公共施設についても、その緊急度に応じて可能な限り早期復旧に努める。

2 災害復旧事業

石油コンビナート等防災計画に関連する主要な災害復旧事業は次のとおり。

- (1) 電力災害復旧事業
- (2) ガス災害復旧事業
- (3) 水道災害復旧事業 (上水道、工業用水道)
- (4) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 道路災害復旧事業
- エ 港湾災害復旧事業
- オ 漁港災害復旧事業
- (5) 都市災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) その他の災害復旧事業

三重県石油コンビナート等防災計画 令和7年3月修正(案)

第2節 公共施設等の災害復旧

1 ライフライン等の災害応急対策

住民生活及び産業活動に重要な影響を及ぼす電気、ガス、水道及び電話通信回線等のライフライン、並びに救援物資、応急復旧資材の輸送を確保するための道路、港湾等の機能の早期回復を図るため、関係機関は速やかに災害応急復旧工事を施工するほか、その他の公共施設についても、その緊急度に応じて可能な限り早期復旧に努める。

2 災害復旧事業

石油コンビナート等防災計画に関連する主要な災害復旧事業は次のとおり。

- (1) 電力災害復旧事業
- (2) ガス災害復旧事業
- (3) 工業用水道災害復旧事業
- (4) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 道路災害復旧事業
- エ 港湾災害復旧事業
- オ 漁港災害復旧事業
- 九 水道災害復旧事業
- (5) 都市災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) その他の災害復旧事業